

## 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録事業実施要綱

### (目的)

第1条 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進のために必要な職場環境の整備や、誰もが働きやすい労働条件の整備に積極的に取り組んでいる企業を登録し、その取組を広く公表することにより、企業の自主的な取組の促進を図り、もって労働者の福祉の増進に資することを目的とする。

### (登録要件)

第2条 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録の対象となるのは、次の各号の要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 県内に事業所があり、県内において事業活動を行う企業、団体（以下「企業」という。）であること。
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）第12条に定める一般事業主行動計画（以下「一般事業主行動計画」という。）を策定し、地方労働局へ届出をしていること、または法第15条の2に定める基準に適合する認定一般事業主の認定（以下「特例認定一般事業主の認定」という。）を受けていること。

### (登録申込)

第3条 登録しようとする企業は、滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録申込書（別紙様式第1号）に必要事項を記載し、次の書類を添えて県に提出するものとする。ただし、特例認定一般事業主の認定を受けている場合は、添付書類の提出を要しない。

- (1) 一般事業主行動計画
- (2) 地方労働局で受け付けされた一般事業主行動計画策定・変更届の写し

### (登録)

第4条 県は、前条の登録申込みがあった場合において、その内容が第2条の要件を満たすと認めるときは、「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録するものとする。

### (登録期間)

第5条 登録の期間は、前条の登録を行った日を始期とし、次に掲げる期間の終期までとする。

- (1) 一般事業主行動計画を定めている場合は、その計画期間
  - (2) 特例認定一般事業主の認定を受けている場合は、認定を受けている期間
- 2 前項第2号の場合において、法第15条の5に基づく認定の取消しを受けた場合は速やかに県に報告しなければならない。

### (登録の更新)

第6条 前条第1項第1号の場合において、登録期間が経過した後も引き続き登録を受けようとする場合は、次期の一般事業主行動計画を策定した後速やかに、次の書類を県に提出するものとする。

ただし、次期計画の期間と現行計画の期間との間に計画を策定していない期間がある場合は原則として更新はできない。

- (1) 次期計画
- (2) 地方労働局で受付された次期計画に係る一般事業主行動計画策定・変更届の写し

### (変更および中止の届出)

第7条 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録された企業（以下「登録企業」という。）は、県のホームページで広報している事項に変更が生じた場合は、速やかに

滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録変更届（別紙様式第2号）を県に提出するものとする。ただし、従業員数についてのみ変更が生じた場合の届出は不要とする。

- 2 登録企業は、県内における事業活動をやめた場合または登録の継続の意思を失った場合は、速やかに滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録中止届（別紙様式第3号）を提出するものとする。

（登録の取消し）

第8条 県は、企業から提出のあった申込書等に虚偽の記載があるなど、登録企業としてふさわしくない事由があると認めるとき、滋賀県内の事業所が廃止されるなど、登録企業が登録基準を満たさないことが明らかになったときその他登録企業として適当でなくなったと認めるときは、登録を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により登録の取消しをするときは、理由を付してその旨を当該登録企業に通知するものとする。

（登録企業の広報）

第9条 県はホームページ等の広報媒体を利用し、県民に対し登録企業の名称や取組の広報を行うものとする。

- 2 県は登録企業について広報を行うことがふさわしくない事由があると認めるときは、ホームページ等における登録企業の広報を一定期間休止することができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年12月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年7月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年3月14日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年3月10日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年3月30日から施行する。